

公 共 埼 第 6 4 6 号

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部事務局長

(公印省略)

公立学校共済組合における短期給付に関する

個人番号の取扱いについて(通知)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に基づき、公立学校共済組合は個人番号利用事務実施者として位置付けられ、組合員及び被扶養者の個人番号(マイナンバー)を取り扱うものとされています。

しかしながら当支部におきましては、各所属所及び組合員の事務負担軽減のため、短期給付に関する業務について給与支払者から個人番号の提供を受けるものとし、各申告書や請求書への個人番号の記載は省略するものとししました。(ただし、給与支払者から個人番号の提供を受けられなかった場合には、法令の規程に基づき個別に個人番号を提出していただく場合もございます。)

なお、長期給付(老齢厚生年金等)を申請する際に必要となる「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」への個人番号の記載は省略できませんことを申し添えます。

担当 公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当 榎原

電話 048-830-6694